

福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係わる「見える化要件」について

就労継続支援エール

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善についてこれまで取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ 100% (平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技術のある職員に重点化を図りながら、介護職員/福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月消費税引き上げに伴う報酬改定において「介護職員/福祉・介護職員特定処遇改善加算」が創設されました。

この加算取得のためには、下記の 3 つの要件を全て満たしている必要があります。

◎処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること

◎処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること

◎処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められています。

◇福祉・介護職員等処遇改善加算取得状況

・処遇改善加算Ⅲ

職場環境等要件について

①入職促進に向けた取組

法人や事業所の経済理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

②両立支援・多様な働く方の推進

有給休暇が取得し易い環境

③腰痛を含む心身の健康管理

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等体制の整備